

呉市教育委員会会議録
(平成30年3月23日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成30年3月23日定例会

- 1 開催日時 平成30年3月23日(金) 15:00開会
16:07閉会
- 2 開催場所 851会議室(呉市役所8階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 中島正雄
文化スポーツ部副部長 神垣進
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
教育総務課課長補佐 大窪敏幹
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第7号 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
 - (4) 教議第8号 臨時代理の承認について(契約の締結について(片山中学校校舎・体育館建設工事))
 - (5) 教議第9号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (6) 教議第10号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 報告第3号 平成29年度教育費補正予算について
 - (8) 報告第4号 公共工事(教育部)の契約の変更について(和庄中学校体育館建設工事)
 - (9) 教議第11号 呉市文化財保護委員会委員の委嘱について
 - (10) 教議第12号 職員人事について

(15:00)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、佐々木委員・森尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成30年3月7日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第9及び日程第10については、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第7号 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第7号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 それでは、教議第7号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明いたします。

議案資料に沿って御説明いたしますので、資料5ページを御覧ください。

本件は、1の改定の趣旨にございますとおり、事務改善の一環として組織における意思決定の迅速化をはかるために、グループリーダー専決事項を創設し、関連規定の整備等をするとともに、その他の規定の改正を行うものです。

なお、本件については、市長部局における事務決裁規程についても、同様の理由で同時期に改正を予定しております。

3の新旧対照表を御覧ください。まず、第2条でございますが、ここにグループリーダー等の定義を追記いたします。

次に、第4条の決裁権者の欄を御覧ください。今まで「課長」の下は「主査」が決裁権者になっていたものを「グループリーダー等」に変更するものでございます。

資料6ページをお願いいたします。

第7条につきましては、同様に「主査」を「グループリーダー等」に変更するものです。

その下の別表第1（第7条関係）及び7ページから続きます別表第2（第7条関係）の表中、決裁区分として「主査」とあるものを、全て「グループリーダー等」に変更するとともに、備考欄に「グループリーダー等」についての記載を加えるものです。

続きまして、その他の規定の改正でございます。

資料5ページにお戻りください。

第3条でございますが、文化振興課長が行う事務の決定又は決裁に「美術館」及び「地域社会教育施設」を追加するものです。

資料8ページをお願いいたします。

2の文化振興課に関する事項の表につきましては、該当する事務がなくなったことから、これを削除するものです。

資料9ページをお願いいたします。

7の社会教育機関（スポーツ施設を含む。）に関する事項の表は、呉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例により、スポーツに関することにつきましては、既に市長部局へ事務を移管していることから、本規定を削除するものです。

なお、本件は、施行期日は平成30年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第7号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

教議第8号 臨時代理の承認について（契約の締結について（片山中学校校舎・体育館建設工事））
--

教 育 長 次に、日程第4の教議第8号「臨時代理の承認について（契約の締結について（片山中学校校舎・体育館建設工事））」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

沖 本 課 長 それでは、教議第8号「臨時代理の承認について（契約の締結について（片山中学校校舎・体育館建設工事））」を御説明いたします。

資料11ページをお願いします。

本件は、片山中学校校舎・体育館建設工事の契約締結について、契約金額が1億5,000万円を超えるため、3月議会への上程に向けて緊急に処理する必要が生じたことから、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、資料の12ページを御覧ください。

本工事は、呉市立片山中学校において、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建て、延べ面積1,742.62平方メートルの校舎と体育館を建設するものでございます。

契約の相手方でございますが、事後審査方式、一般競争入札として公告を行い、4億7,250万円で福井建設株式会社呉営業所が落札したものでございます。

次に、工事の概要でございますが、資料の13ページをお願いします。

外部仕上げでございますが、屋根はフッ素樹脂塗装鋼板ぶきとしております。

外壁は、吹き付けタイルで、一部ガルバリウム鋼板、建具はアルミ製としております。

主な施設でございますが、1階に図書室、調理室、被服室、主事室、2階にアリーナを配置しております。

その他に、渡り廊下1設置工事一式、渡り廊下2設置工事一式及び外構工事一式を行ってまいります。

なお、本工事に伴う電気設備工事及び給排水その他設備工事は、別途工事となっております。

本工事の完成期限は、平成31年3月14日としております。

2月8日に開札を行った結果、参加業者は3社で、先ほど説明しました福井建設株式会社呉営業所が4億7,250万円で落札しておりましたが、3月13日の議決により本契約となったものでございます。

資料の14ページに付近見取図、15ページに配置図、16ページから19ページにかけて平面図及び立面図を添付しておりますので、御参照をお願いします。

説明は以上でございます。御審議の程よろしく申し上げます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の教議第8号「臨時代理の承認について（契約の締結について（片山中学校校舎・体育館建設工事））」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

教議第9号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
--

教 育 長 　次に、日程第5の教議第9号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　それでは、教議第9号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

資料22ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

はじめに、1の改正の趣旨を御覧ください。この度の改正につきましては、学校教育法施行規則の改正に伴い、学習指導要領の一部が改正され、道徳は特別の教科である道徳として、小学校において平成30年4月1日から新しい学習指導要領に基づき実施されるため、所要の規定の整備を行うものです。

なお、中学校の道徳については、平成31年度から特別の教科である道徳として実施されます。

2の主な改正の内容を御覧ください。

教育課程の届出に関する規定を整理するとともに、小学校長が呉市教育委員会に提出する教育課程に関する届のうち様式第10号及び第11号の2について改正を行います。

続いて、3を御覧ください。施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。

最後に、4の新旧対照表を御覧ください。先ほど御説明いたしました改正点について、表の左側に現行の規則を、右側には改正案を示しておりますので御確認ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の教議第9号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

教議第10号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
--

教 育 長 　次に、日程第6の教議第10号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　それでは、教議第10号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

26ページの議案資料を御覧ください。

はじめに、1の改正の趣旨についてですが、職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの推進のため、広島県職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

次に、2の改正の内容を御覧ください。

中学校就学前の子を養育する職員が、当該中学校就学前の子に係る勤務しないことが相当であると認められている特別休暇について、当該職員の子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事へ出席するために休暇を受けることができる日数を2日から5日にします。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の教議第10号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 　基本的な事ですが、有給休暇とは別に特別休暇というのがあるのですか。

- 高橋課長 はい、有給休暇の中に、年次有給休暇と特別休暇がございます。
- 佐々木委員 学校での行事も多いと思いますが、5日で賄えるのでしょうか。
- 高橋課長 確かに、入学式や卒業式等、様々な行事がありますが、県においても2日から5日に変更しておりますので、呉高等学校についても、全部を賄えない部分があるかもしれませんが、都合をつけて取得できるよう、2日から5日に増やすものでございます。
- 教育長 ほかに御発言はありますか。
- 船尾委員 これは、呉高等学校の教職員に係る改正ですが、呉市内の小中学校の教職員も、同様の改正が行われるのですか。
- 高橋課長 小中学校の教職員は広島県の教職員となりますので、県と同様の扱いになります。呉高等学校は呉市立の高校ですので、県に合わせて、この度改正を行うものです。
- 船尾委員 よくマスコミ等の報道で聞いたことがあるのは、教員が勤めている学校の卒業式などの学校行事を、自分の子どもの卒業式などに出席するために学校を休むため、学校が困っているといった事例があるそうです。担任になれば欠席することもないとは思いますが、休暇を取得することは権利でもあり、その辺の度合いというものは、本人の意思で権利は発生していると捉えてよろしいでしょうか。
- 高橋課長 委員が言われるとおりで、基本的に権利としては存在しております。いろいろな場合がございまして、自分の学校の行事において、担任であったり会場の準備係であったり、その役割の違いによって休暇を取得し、自分の子どもの行事に参加することは勿論あります。しかしながら、ニュースにあるような状況が起きたという学校からの悩みや相談は、今のところございません。
- 教育長 ほかに御発言はありますか。
- (なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
- (異議なしの声)
- 教育長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

報告第3号 平成29年度教育費補正予算について

- 教育長 次に、日程第7の報告第3号「平成29年度教育費補正予算について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 大森課長 報告第3号「平成29年度教育費補正予算について」を御説明いたします。
- 資料の29ページをお願いします。
- 和庄中学校建設事業につきましては、今年度内の工事完了が困難となったことから、翌年度に予算を繰り越す必要が生じたものでございます。
- 本件につきましては、2月定例教育委員会にお諮りし、御承認いただいたところですが、3月市議会におきまして、平成29年度補正予算について議決されましたので、御報告するものでございます。
- 太枠で囲んでいる繰越内示額の列が、今回の議決額でございまして、2億9,980

万円となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第7の報告第3号「平成29年度教育費補正予算について」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第4号 公共工事（教育部）の契約の変更について（和庄中学校体育館建設工事）

教 育 長 次に、日程第8の報告第4号「公共工事（教育部）の契約の変更について（和庄中学校体育館建設工事）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

沖 本 課 長 それでは、報告第4号「公共工事（教育部）の契約の変更について」を御説明いたします。

資料の31ページを御覧ください。

本件は、先程説明いたしました教育費補正予算と関連するものですが、呉市議会の平成29年9月定例会において議決をいただいた、呉市立和庄中学校体育館建設工事における完成期限を平成30年3月31日としておりましたが、繰越の議決を3月13日にいただきましたので、年度内に変更契約を締結し、完成期限を平成30年7月31日に変更しようとするものです。

本工事は、既存体育館を解体撤去した後、同じ場所に新築の体育館を建設しているものでございます。工事の発注時期が遅れたため、今年度中の完成が難しく、完成時期を延長するものでございます。

なお、資料32ページから37ページにかけまして、当初契約時の図面を添付しておりますので、御参照ください。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長 ただいま事務局から日程第8の報告第4号「公共工事（教育部）の契約の変更について（和庄中学校体育館建設工事）」の説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(15:22)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:07)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 森 尾 敬 介)

(平成30年3月23日定例会)